

反映状況票(行政経費等に係る府省横断的な調査)

事案の概要	今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>(39) 再生可能な資源ごみの処理に係る経費 <各府省:一般会計、各特別会計> [調査主体:共同(四国財務局)] 【反映額:-】 [参考 令和3年度(調査対象実績額):歳入21百万円、歳出2,016百万円の内数] (本調査は、平成23年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。)</p>		
<p>各官署は、庁舎内の職員が排出する資源ごみ(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、古紙、ガラス瓶、その他)について、ごみ処理業者において処理したり、売払いを実施したりするなどして、再生可能な資源ごみの処理を行っている。</p>	<p>1. 官署で排出されたごみの処理状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のごみの排出時に分別がなされていない官署については、<u>排出時にごみを分別した上で処理することによって、分別に係る処理費用の節減を図るべきである。</u> ・資源ごみを処分する際には、再生資源であることを念頭に、<u>売払いによる処分を検討すべきである。</u> ・<u>売払いによる処分が困難な場合には、やむを得ない事情がない限り、売払い相当額を委託処理費用と相殺すべきである。</u> ・<u>廃棄する行政文書についても、要機密情報が含まれることに留意した上で、売払い又は売払い相当額を委託処理費用と相殺することを検討すべきである。</u> <p>2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>合同庁舎入居官署が売払いによる処分を検討する際には、合同庁舎のスケールメリットも視野に入れ、共同又は一括売払いの検討をすべきである。</u> ・<u>調達及び売払いに当たって、1者見積りの随意契約としている場合は、やむを得ない事情がない限り、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで、競争性の確保に努めるべきである。</u> 	<p>1. 官署で排出されたごみの処理状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>職員に対して適切な分別を周知徹底していくことにより、分別状況の確認及び分別に不備があった場合の対応分について、委託費用の削減に努めていく。</u> ・<u>業者へのヒアリングを実施するなどして、売払いによる処分が可能なか検討を行う。</u> ・<u>売払いが困難な場合は、入札内訳書において、売払い相当額分を相殺した金額を入札単価とすることを記載し、相殺後の額であることを明確にする。</u> ・<u>廃棄する行政文書について、要機密情報が含まれることに留意した上で、売払いを検討することとする。</u> <p>2. ごみ処理に係る契約の調達方式等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>売払いによる処分等の検討において、合同庁舎の入居官署間で、共同又は一括売払いが可能なかどうか検討を行う。</u> ・<u>競争入札や複数者への見積り依頼を徹底するなど、競争性の向上を図ることで、経費削減に努める。</u>